様式第11号(第6条関係)

(2号被保険者用)

介護保険給付の支払一時差止等処分通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 　様 | 第　　　　　　　号年　　　　月　　日 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市長

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 | 　 | 保険者番号 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

　　　　年　月　日付け　第　　号「介護保険給付の支払一時差止等予告通知書」を送付しましたが、未だ下記の医療保険料等が滞納となっておりますので、介護保険法第68条第1項の規定に基づき、　　　年　月　日以降にあなたが利用する介護サービスについて、「保険給付の支払方法変更(償還払い化)及び保険給付の支払の一時差止」の措置をとることに決定しましたので、通知します。

　なお、保険給付差止の記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

　　提出先　　出雲市役所健康福祉部高齢者福祉課

　　提出期限　　　　　年　　月　　日

　また、この通知により保険給付の支払方法変更(償還払い化)及び保険給付の支払の一時差止の措置がとられた場合でも災害その他特別な事情等があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当する方は速やかに被保険者証を添えて下記のお問合せ先に申し出て下さい。

【医療保険料等の滞納状況】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度医療保険料等　　 | 年度医療保険料等　　 | 年度医療保険料等　　 |
| 期別 | 医療保険料等額 | うち未納医療保険料等の額 | 期別 | 医療保険料等額 | うち未納医療保険料等の額 | 期別 | 医療保険料等額 | うち未納医療保険料等の額 |
| 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 |
| 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 |
| 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 |
| 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 |
| 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 |
| 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 |
| 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 |
| 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 |
| 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 | 期(月) | 　 | 　 |
| 計 | 　 | 　 | 計 | 　 | 　 | 計 | 　 | 　 |

　※　上記は　　　年　月　日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合にはご了承願います。

|  |
| --- |
| 問合せ先　出雲市役所健康福祉部高齢者福祉課　出雲市今市町70番地　　電話 |

〔教示〕

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、島根県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

1. 審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

　　＊　災害その他特別な事情等については、別紙を確認してください。